

## 子ども基本法（仮称）の条項の制定イメージ（案）

### 第1章 総則

第一条 目的 : 子どもの権利条約に基づき子どもの権利をいかなるときも保障するための総合的な政策を推進するための法律である旨を規定

第二条 定義 : 「子ども」の対象年齢の規定

第三条 基本理念

一 子どもの権利条約、子どもの権利条約に関する選択議定書（手続規則を含む）に則ったすべての子どもの権利の保障を目指すこと、及び子どもが権利の主体であることを規定

二 生命・生存及び発達に対する権利 : 子どもの権利条約第6条の規定の遵守を規定

三 子どもの最善の利益 : 子どもの権利条約第3条の規定の遵守を規定

四 子どもの意見の尊重 : 子どもの権利条約第12条の規定の遵守を規定

五 差別の禁止 : 子どもの権利条約第2条の規定の遵守を規定

六 暴力などからの保護 : 子どもの権利条約第19条の規定の遵守を規定

第四条 国の責務 : 子どもを中心にした総合的・多面的な対応の必要性、対応策の検討に際して子どもの参画を確保する責務の規定

第五条 地方公共団体の責務 : 子どもを中心にした総合的・多面的な対応の必要性、対応策の検討に際して子どもの参画を確保する責務の規定

第六条 市民社会との協働 : 大人も子どもも含めた、すべての市民社会と国との協働の必要性を規定

第七条 法制上の措置 : 子どもの権利保障に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じる旨を規定

### 第2章 基本的施策

第八条 計画の策定 : 国による子どもの権利計画の策定（閣議決定、毎年改訂）を規定

第九条 子どもを主体とした政策の充実 : 国および地方公共団体は、子どもの権利保障の実現に向け、子どもを権利の主体としたあらゆる政策を行う旨を規定

第十条 子どもの参画制度の創設 : 国および地方公共団体は、子どもの権利保障の実現に向け、子どもを権利の主体としたあらゆる政策を立案する過程には、子どもの参画を必須とする旨を規定

第十一条 子ども総合政策本部（仮称）の設置 : 国の子どもの権利保障のための総合調整機能・改善促進機能を有した行政部局の設置を規定、特に子どもの権利条約に照らし現行法の対応不足の点を中心に総合的な対応策を検討する業務を担うことを規定

第十二条 教育及び普及啓発 : 国が主導的な役割を担い、子どもに対応する者への教育並びに広報活動等を通じた普及啓発その他の取組を行う旨を規定

第十三条 データ基盤の構築、調査研究 : 国による子どもの権利に関する包括的なデータベースの構築、総合的な調査研究の実施を規定

第十四条 財政的支援 : 継続的なデータ基盤整備、調査研究、啓発活動のための財政的支援の必要性を規定

### **第3章 子どもコミッショナー (仮称)**

第十五条 設置 : 独立的な監視機能を果たすため、別に法律で定めるところにより国・子どもコミッショナーを設置するものとするを規定。子どもコミッショナーの選任過程には子どもの参画を必須とする旨を規定

第十六条 所掌事務 : 国・子どもコミッショナーの所掌事務 (子どもの権利に関する調査機能、監視機能、研究機能、勧告機能 (国・地方公共団体の勧告尊重を含む))

第十七条 地方公共団体の附属機関 : 都道府県レベルでの子どもコミッショナーの設置を可能とする旨を規定。主な所掌事務 (監視機能、勧告機能、アドボカシー機能、市町村の支援機能) を規定。その他必要な事項を条例に定める旨の規定

### **第4章 附則**

- ・1年以内に、各省庁の政策において、子どもの権利条約の条項に照らし対応が不十分な点の洗い出し、対応方針の公表を行う旨を規定
- ・5年以内の見直し規定